

## 令和7年度高畠町婚活サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独身男女の結婚を支援するため、山形県内の結婚相談所又はやまがたハッピーサポートセンター（以下「結婚相談所等」という。）に入会する場合の初期費用に対し、町長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所等 結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に事務所等を設置しているものをいう。
- (2) やまがたハッピーサポートセンター 山形県及び県内全市町村等が共同して、少子化等に伴う人口減少に歯止めをかけるため、結婚支援の充実・強化を目的とした組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高畠町に住所を有している者であって、現に婚姻をしていないもの（次条第1項第2号に定める補助金の申請者を除く。）であること。
- (2) 令和7年4月1日以降に、山形県内の結婚相談所等に入会した者であって、申請時点において退会していないもの（次条第1項第2号に定める補助金の申請者を除く。）であること。
- (3) 次条第1項第2号に定める成婚料の補助金を申請する者にあっては、高畠町に住所を有し、山形県内の結婚相談所等へ入会し、成婚に至った者であって、結婚相談所等退会后6か月以内に入籍し、引き続き高畠町に居住する者であること。
- (4) 町税を滞納していない者であること。
- (5) 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の上限額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 山形県内の結婚相談所等の入会金、登録料及び活動初期費用 補助対象者が負担した額とし、2万円を上限とする。
- (2) 山形県内の結婚相談所等の成婚料 成婚に至った場合に補助対象者が結婚相談所等に支払う成婚料とし、2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額とする。

2 前項の補助金を受けることができる回数は、前項各号の補助対象経費につき、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、令和7年度高島町婚活サポート事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所等に入会又は登録したことがわかるものの写し
- (2) 本籍地が高島町以外の者は、独身証明書
- (3) 結婚相談所等を通じて婚活し成婚に至った場合は、結婚相談所等が発行した成婚したことがわかるもの及び退会日を記載した文書の写し
- (4) 結婚相談所等が発行した領収書の写し又はそれに代わるもの
- (5) 補助金の振込先となる金融機関口座の通帳の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 規則第14条の規定による実績報告書の提出は、交付申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、令和7年度高島町婚活サポート事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付が決定した場合には、令和7年度高島町婚活サポート事業補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による額の確定通知は、前項の交付決定通知書の通知をもってこ

れに代えるものとする。

(補助金の支払)

第7条 町長は、前条による補助金の交付決定を行った場合は速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。